

令和4年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和4年3月31日（木） 午後1時00分から午後3時01分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 西村 文一 教育長職務代理者 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 山脇 秀錬 委員 藤田 浩二
事務局出席者	教育部長 山本 英司 次長（社会教育担当） 田村 勝也 次長（総務・管理担当） 松本 忠 次長（学校教育担当） 乾 斉司 教育総務課長 谷 綾子 社会教育スポーツ課長 杉本 茂夫 学校教育課参事 松村 隆雅 保育幼稚園課参事 西田 ひとみ 学校教育課長 前田 正 歴史文化財課長 鈴木 良章 教育総務課長補佐 武部 薫 書記 教育総務課長補佐 田中 克司
傍聴者	なし

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和4年第2回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認
- (2) 令和4年第3回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認
- (3) 令和4年第4回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 3月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和4年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
- (3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第7号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第1号 甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対策緊急支援補助金交付要綱の制定について）
- (2) 議案第8号 令和4年度（2022年度）甲賀市学校教育の指針の決定について
- (3) 議案第9号 令和4年度（2022年度）甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について
- (4) 議案第10号 甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 議案第11号 甲賀市学校給食物資購入規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 議案第12号 甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について
- (7) 議案第13号 甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (8) 議案第14号 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改

正する要綱の制定について

- (9) 議案第15号 甲賀市教育委員会事務局職員の異動について
- (10) 議案第16号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について
- (11) 議案第17号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- (12) 議案第18号 甲賀市社会教育委員の解嘱について
- (13) 議案第19号 甲賀市社会教育委員の委嘱について
- (14) 議案第20号 甲賀市立学校評議員の委嘱について
- (15) 議案第21号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について
- (16) 議案第22号 甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱
について
- (17) 議案第23号 甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤
師の委嘱について
- (18) 議案第24号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について
- (19) 議案第25号 甲賀市少年補導委員の委嘱について
- (20) 議案第26号 甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- (21) 議案第27号 甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (22) 議案第28号 甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱
について
- (23) 議案第29号 甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の
委嘱について
- (24) 議案第30号 甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
の制定について

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和4年第6回(4月定例)甲賀市教育委員会について
- (2) 令和4年第4回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後1時00分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和4年第5回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして西村教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして、みなさんこんにちは。

全国各地から届く桜の満開の便りに、本格的な春の訪れを感じる季節となりました。

令和3年度も今日が最終日となり年度末のお忙しい中、令和4年第5回教育委員会定例会にご出席いただきありがとうございます。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

中学校は3月15日（火）の午後に、小学校は3月18日（金）の午前中に卒業式を挙行し、3月24日（木）の修了式の後、翌25日（金）からは学年末・学年始めの休業となっています。また、新年度において始業式は4月8日（金）に、入学式は4月11日（月）に行います。

令和3年度末人事異動については、教育委員会事務局職員の内示は3月22日（火）に行われ、内容については後ほど報告をさせていただきます。また教職員につきましては、一般教職員および新規採用教職員は3月18日（金）に、管理職は3月22日（火）に内示を行ったところです。委員の皆様方にはこの後の退職・市外転出教職員離任式、また明日の新規採用教職員辞令交付式・転入教職員着任激励式にご列席いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いたします。

す。

さて、本年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対策を行うとともに、児童生徒の安全確保、学習や活動の保障に注力せざるを得なかった1年間でありました。特に夏季休業中から2学期始まりの時期は「第5波」、また年が明けて今年の1月からは「第6波」の到来となり、「第6波」においては児童生徒や教職員への感染も急拡大し、いくつかの学校で学級や学年閉鎖の措置をとったところでした。また学校行事に関しても、運動会・体育大会の縮小実施、修学旅行の延期、日程・行先変更を余儀なくされ、中学校の部活動についても昨年度に比べて大会等は縮小して開催されたものの、停止期間も長引くなど、コロナ禍による学びや活動に制限が続き、子どもたちは辛い思いをすることになりました。次年度においても当初から引き続き、しっかりと対策・対応を進めていく必要があると考えております。

この後の協議事項の中で、「令和4年度学校教育の指針」についてもご審議をいただきます。指針や計画、目標を設定してその実現に取り組むとともに、進捗や達成の状況を振り返り、フィードバックを行い、次の実践に繋げていくことが重要であると考えます。

先の3月市議会において、教育課題についての質問を何点かいただきました。そのひとつは、「教育水準の高さをどう考えるか」についてでした。私は答弁の中で、その基準は、「子どもにとって行きたい学校、保護者にとって子どもを行かせたい学校」であるかどうかであると述べました。「行きたい学校」「行かせたい学校」とは、地元の小学校・中学校で考えれば、先生がわかりやすく教えてくれる、一人ひとりの子どものよさを認め伸ばしてくれる、子どもたちが仲良しである、しっかりと学習に取り組む、挨拶・通学マナー・規範意識など礼儀正しい、またスポーツや文化・芸術活動が盛んであるなどの学校がイメージされると思います。「落ち着いた学校」や「荒れた学校」という言い方をしますが、このような良い要因を多く含む学校が「落ち着いた学校」と言われ、児童生徒本人や保護者の願いや期待に応えら

れる学校であると考えます。「教育水準の高さ」とは、学力テストなどの正答率の高さや中学校卒業後の進路状況であると捉えられがちですが、そのベースには先ほど挙げた要因があると認識しているところでもあります。

次年度においてもこのような学校を目指し、教育長就任時にも申しました「誠実」を自分自身のキーワードとして大切にしながら、ウィズ・コロナ、アフター・コロナの生活様式の中で、教育行政の充実・発展に向けてしっかりと取り組んでまいります。

本日の定例会では、新年度のスタートに向けて、指針の決定、規則や要綱の制定、委員の委嘱・任命など、多くの案件についてご審議いただくこととなります。また、定例会終了後には、委員協議会も予定されています。

委員の皆様方の慎重な審議をお願いし、令和4年第5回教育委員会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入る前に、本日の案件で、3. 協議事項(9) 議案第15号甲賀市教育委員会事務局職員の異動については、人事に関する案件になりますので、非公開とするべきと考えます。非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。

教育長

それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認(1) 令和4年第2回甲賀市教育委員会(定例会) 会議録の承認について、(2) 令和4年第3回甲賀市教育委員会(臨時会) 会議録の承認について、(3) 令和4年第4回甲賀市教育委員会(臨時会) 会議録の承認について、資料1、資料2、資料3につきまして、併せて何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

(1) 3月となっておりますが、2月9日(水)開催の第2回教育委員会定例会以後の教育長・教育行政報告について、資料4に基づき以下の4件について報告いたします。

まず1点目は、2月10日(木)午後に参加しました文部科学省主催の「令和3年度市町村教育委員会オンライン協議会」についてです。地域の実情や特性に応じて全国各地で展開されている施策についての情報・意見の交流や、教育委員会の在り方について協議を行うとともに、教育現場におけるICT活用が進む中、オンラインでの協議を体験することによって、今後の教育行政の推進や教育委員会運営に資することを目的に、4テーマが設定され4回に分けて開催されました。本市の4人の教育委員さんもそれぞれに分かれて参加いただきましたが、私は最終回の第4回において、「学校における働き方改革について」および「過疎地域の小規模校のあり方について」の2つの分科会に参加いたしました。全国に共通する課題に対する各地の取り組みの情報交換や、文部科学省がテーマごとにわかりやすく現状と課題をまとめられた教育行政資料がとても参考になりました。

次に2点目は、2月27日(日)午後、あいこうか市民ホールで開催されました、「甲賀市金の卵プロジェクト」についてです。子どもたちがスポーツ選手や芸術家、科学者など、各分野の最前線で活躍されている方々に直接出会ったり、話を聞いたりして刺激を受けることによって、夢や将来の目標を持つきっかけ作りを支援する事業で、これまでから多くの著名人にご協力をいただけてきました。第4回目となる今回は、書道家として活躍しておられる武田双雲さんをお迎えし、「夢をかなえる方法」というタイトルで講演をいただきました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当初の予定を変更し、無観客でライブ配信のみでの開催となりました。講演の中では、ラッキーメガネか不運メガネのどちらをかけるのかを自分の心で決めること

によって、認識する世界は変わること、「夢をかなえたい、幸せになりたい」という気持ちを強く持ってポジティブに生きることが大切であることなどユーモアを交えながら、わかりやすく語っていただきました。また講演後は、展示室で開催中であった「市展」の書道作品も観ていただきました。

次に3点目は、3月5日（土）の午後、あいこうか市民ホールで開催されました、「第17回甲賀市美術展覧会表彰式」についてです。平面、工芸・立体、書、写真のそれぞれの部門において甲賀市展賞、甲賀市議会議長賞、甲賀市教育委員会教育長賞、マスコミ各賞、佳作、奨励賞が設けられ、入賞された皆様が表彰を受けられました。当日の資料には、「コロナ禍中にも関わらず出品点数が増加し、皆様の芸術・文化に対する熱い思いが伝わってきてうれしく思いました。作品制作を通して精神も身体も健康になっていくことを願っています。」などの審査員の講評も掲載されました。

最後に4点目は、3月13日（日）の午前、甲南地域市民センターで開催されました、「令和3年度甲賀市スポーツ協会スポーツ表彰授賞式」についてです。この表彰は、大会等で活躍された選手をはじめ、サポートいただいている指導者や競技団体の役員など、本市のスポーツ振興に大きな貢献をされた方を対象としたものです。小学生から中学生、高校生、大学生、一般社会人の方を含め、全部で111の個人および団体が受賞されました。「スポーツ特別栄誉賞」は、東京2020オリンピック・パラリンピックで活躍された本市ゆかりの3選手、トライアスロンの宇田秀生選手、マラソンの藤井由美子選手、ライフル射撃の山田聡子選手が受賞されました。指導者・競技団体の役員を対象とする「スポーツ功労賞」は3名、同じく「スポーツ振興賞」は4名が受賞され、また、選手として全国大会入賞・近畿大会優勝の「スポーツ賞・優秀賞」には10名が、全国大会出場・近畿大会入賞・県大会優勝の「スポーツ賞・奨励賞」には小学生から一般の方まで計91名のみなさんが受賞されました。2025年には、滋賀県で国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会の開催が予定されてお

り、本市におけるスポーツ振興の機運は今後益々高まることから、受賞者のみなさんの更なるご活躍を期待するところです。

以上、教育長教育行政報告といたします。

教育長 それではただ今の教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 2点お伺いさせていただきたいと思います。1つは、3月11日に行われました作家ソウマチ氏の文庫本贈呈式ですが、この作家さんから甲賀市にたくさんいただいた本ですが、私も早速、図書館で借りて読ませていただいたのですが、子どもたちが歴史に興味を持ちたり、本を読んでもみようと思うきっかけを作ってくれる本だと思いました。

この本を読んだ子どもたちがさらに読んでもみようと思ったときに手に取れるような本やこういう本も良いよと推薦ができる状態、例えば、図書館の力を借りて子どもたちの学びをさらに発展させていける体制を同時に作っていただけると良いと思いました。これが一つの感想です。

もう一つは、26日の夢の学習「ボランティア交流会」についてですけれども、夢の学習に参加されているボランティアの方が集ってくださっていると思いますが、もし、ボランティアさんからの要望が出ていたのであればお話を聞かせていただけたらと思います。

教育長 一点目のソウマチさんの寄贈本についてですが、その後新聞にも取り上げていただいて、ソウマチさんから私にも丁寧に礼状をいただきました。ソウマチさんご自身も次の作品の構想に入っておられるとお聞きをしました。甲賀市に縁のある作家がおられたり、文学作品も多くあったりしますが、これまでに子どもたちに紹介する機会があまりなかったので、図書館と協力しながら、そのようなコーナーなどを作っていきたいと思います。夢の学習については、次長（社会教育担当）をお願いします。

次長（社会教育担当） 26日に参加させていただいて、基本的に講演会形式の交流会でした。参加者の方からご意見があったりという形ではありませ

んでした。お話を伺って、それぞれに次の活動に活かしたり、今やっている活動が社会に役立っていることを再認識いただくような講演会でしたので、当日は要望等はございませんでした。

教育長 他にご質問等はございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2) 令和4年度第1回甲賀市議会定例会(3月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料5に基づき報告を求めます。

教育部長 それでは報告事項の(2)、去る2月17日から3月25日にかけて開催されました令和4年第1回甲賀市議会定例会(3月)提出議案(教育委員会関係)の結果について報告いたします。資料5にて説明いたします。

まず、1の「新年度予算案件」、甲賀市議会議案第1号「令和4年度甲賀市一般会計予算」につきましては、3月14日から18日まで開催されました予算決算常任委員会において、また、2の「補正予算案件」、甲賀市議会議案第22号「令和3年度甲賀市一般会計補正予算(第11号)」につきましても、3月14日に開催されました予算決算常任委員会において、それぞれご審議をいただき、いずれの議案も3月25日の本会議最終日に、原案どおり可決をいただきました。

また、今3月議会においては、代表質問で4会派から、一般質問では10名の議員の方々から、教育委員会関係のご質問をいただき、市長をはじめ、教育長、そして私からそれぞれ答弁をいたしました。質問の要旨と答弁概要につきましては、「資料5別紙1」及び「別紙2」のとおりでございます。

今回、議会の閉会から日がなく、関係資料を事前にお届けすることができませんでしたので、申し訳ございませんが、後ほどご確認いただき、何かご意見等がありましたら、改めて賜りたいと存じます。

それでは、少し時間をいただき、質問概要についてご説明申し上げます。

ます。まず、代表質問についてであります。誠翔会、戎脇浩議員からは、1点目に「令和4年度予算編成方針が、どのように反映されたか」のご質問で、「植樹祭を契機とした地元産材の活用における、今後整備予定の小学校の木造建築導入に関する見解」についてのご質問がありました。また2点目の「教育分野全般に渡り、その重要課題をどのように進めるか」のご質問では、「教育方針」「学力テストに対する考え」「教育水準の高さと『選ばれるまち』と関連およびその意識」「コミュニティ・スクール」「不登校対策・支援」「小中再編計画」「新年度予算での学校教育における特色」の7点についてのご質問があり、3点目の「新型コロナウイルス感染症の課題」についてのご質問では、「子どもたちの感染」における、学力対策や感染状況の報告等のご質問をいただきました。

次に、日本共産党甲賀市議員団、岡田重美議員からは、1点目に「岩永市政の評価と課題」についてのご質問で、公共施設等総合管理計画と関連し、「小中学校再編計画の少子化、地域活性化への影響」についてのご質問があり、2点目に、「新年度予算についていのち暮らしを守る予算を」と題したご質問で、「30人以下学級に対する見解」「学校給食の負担軽減、無償化の見解」についてのご質問がありました。

次に、公明党、堀郁子議員からは、1点目に「子育て・教育支援」についてのご質問があり、「タブレット学習の現状と活用の考え方」「不登校支援」「インクルーシブ教育の必要性」「小中学校トイレへの生理用品の設置」「市の目指すべき教育についての考え」の5点のご質問があり、2点目に、「コミュニティーセンターの活用」についてのご質問をいただきました。

最後に、凜風会、林田久充議員からは、「市長政策集」についての質問で、「図書館の新しいあり方」についてのご質問をいただきました。

続きまして、一般質問についてであります。

まず、小倉剛議員からは、「小中学校の自転車安全教育」について

の質問があり、「コロナ渦における交通安全教育の実態」と「自転車保険の加入状況」のご質問がありました。

次に、木村眞雄議員からは、1点目に「学校用務員の勤務時間削減」についてのご質問があり、「勤務時間削減の背景」「フルタイムとパートタイムの線引きの基準」「パートタイムの勤務時間6時間の根拠」「学校の現状や要望」「勤務の弾力的な運用や勤務時間の再設定」についてのご質問をいただき、2点目に、「成人年齢の18歳引き下げ」についてのご質問で、「新たな対象者の状況」「成人式の開催方法」「主権者教育、消費者教育、金融教育の系統的指導に対する見解」「『キャッシュレス消費』に関する講座の必要性」の4点のご質問がありました。

次に、山岡光広議員から、「第六次学校図書整備五力年計画の具体化」についてのご質問で、「図書整備・新聞配備・学校司書の人員の目標値と年次計画」についてのご質問がありました。

次に、奥村則夫議員からは、「公共施設の最適化計画の中の文化施設」についてのご質問で、「施設の現状と今後の方向性およびコロナ渦の影響」「改修・修繕計画」「舞台吊りものの耐用年数および改修実績」「照明のLED化の状況」「空調設備の耐用年数および改修実績」「碧水ホールとあいの土山文化ホールの空調設備の計画的改修の必要性」「劣化度合いと改修計画の考え方」の7点のご質問がありました。

次に、田中新人議員からは、「通学路の通行規制の設定」についてのご質問で、「過去3年間の登下校時の通学路における交通事故の件数および主な原因」についてのご質問がありました。

次に、福井進議員からは、「コロナ禍での経験をいかして、これからの『まちづくり・学校づくり』を！」と題したご質問で、小中学校の運営に関し、「コロナ渦における臨時休業、学童預かり、授業開始、学力保障等の総括」「学級学年閉鎖等の判断」「今後の方向」「運営に関する支援」の4点のご質問がありました。

まこと

次に、西田 忠 議員からは、「『忍者』を甲賀市民全体のアイデンティティに」と題したご質問で、「甲賀の歴史としての忍者の教育」「『甲賀五十三家』の城郭遺構の歴史教育への活用」についての2点のご質問がありました。

次に、瀬古幾司議員からは、「小中教育にもっと地域理解を深める取組みを」と題したご質問で、「全国学力調査の結果の評価および地域協働活動との関連」「未来の我がまちを考える子どもたちを育てる取組」、「コミュニティ・スクールの現状」「コミュニティ・スクールの好事例」「コミュニティ・スクールにおいて地域住民が講師となり子どもたちが学ぶ取組の提案」「こども議会参加児童生徒の体験を共有する取組の提案」の7点のご質問がありました。

次に、北田麗子議員からは、「小原・朝宮・多羅尾小学校三校合併の実現を」と題したご質問で、「信楽小学校建て替え後の信楽地域におけるきわめて小規模な学校の処遇についての考え」「再編検討協議会の結果および小中学校教育のあり方審議会の提言を受けての市の見解」「三校学習の目的と内容」の3点のご質問がありました。

最後に、里見淳議員からは、1点目に「史跡紫香楽宮跡整備事業について」のご質問で、「市作成の史跡発掘報告書と文化庁の求める報告書との差異」「県が求める報告書修正の経緯」「報告書作成の残りの作業内容」「報告書作成にかかる体制」「専門知識を有する人への報告書作成協力依頼」「遺跡の活用方法の考え方の変化による計画見直しの必要性」「国や県の協力体制への見解」の7点のご質問があり、2点目に「コミュニティセンターについて」のご質問で「公民館のコミュニティセンター化した時の社会教育の進め方」についてのご質問がありました。

以上、令和4年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果についての報告といたします。

教育長

ただ今、（2）令和4年度第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案の結果について、報告を受けました。何かご質問等ございません

でしょうか。

野口委員 2点だけ、質問、意見を言わせていただきます。議会の一般質問の中で、ある議員の方が教育委員会議の傍聴に来られた時に、教育委員からコロナのことを今後どういうふうに学力の保障と併せて考えるのかという質問が出ていたと紹介されたことがありましたが、議員の方が私たちの意見や質問を議会の中で出されるのは大変光栄なことだと思いました。教育委員会では進んで会議の傍聴に来ていただきたいし、関係各課とのコミュニケーションがとれる場もたくさんあるので、いつでも積極的に教育委員会に足を運んでいただきたいと思っています。

もう一つは、A Iドリルは、どのように使うのかが大事であると教育長は強調されていたので、一度私たちもA Iドリルがどんなものか、A Iドリルにはこんな力があるということ自信を持って言いたいので、委員協議会の中で次年度にA Iドリルを見られる時間が欲しいと思います。A Iドリルはこうなんですよと自信を持って言える方が良いと思いますのでお願いします。

教育長 議員の方との普段からの関わり方についてのご意見ですね。

野口委員 普段から議員の方からのご意見をお願いしたいと思います。

次長（総務・管理担当） A Iドリルのご意見についてですが、I C Tは便利だと思っけていても、実際に触った者でないとその良さが分からないと思いますので、新年度になりましたら、教育委員会協議会の中で実物を触っていただく機会を設けさせていただければと考えております。調整させていただきます。

教育長 他にご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、（2）甲賀市議会定例会（3月）提出議案の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（3）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係者のみの出席とし、非公開とします。

(非公開)

教育長

それでは、再開させていただきます。

続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます。

(1) 議案第7号臨時代理につき承認を求めることについて、臨時代理第1号 甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対策緊急支援補助金交付要綱の制定について、資料7に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第7号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨時代理第1号「甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱の制定について」その提案理由を申し上げます。

市内における文化芸術およびスポーツ振興を目的に、市が出資しております公益財団法人において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、資金繰りが厳しくなった法人に対して、市民サービスの低下が生じないように、特別に経営支援を行うため、昨年度と同様に、甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱を制定するものでございます。

補助の対象となる法人については、第3条において、公共施設の指定管理者として運営管理を行っており、業務により得る収入が新型コロナウイルス感染症の影響により著しく減少し、補填するために市の出資金を充てている財団法人としております。

補助金の額については、第4条にて、市の出資金から補填している金額に相当する額と定め、第7条において概算払いが可能であることを定めるとともに、変更申請や実績報告等の手続を第8条から第14条で定めております。

この告示につきましては、昨年度に制定した告示が失効していることから新たに制定するものでございまして、付則2において、令和4年3月31日で効力を失うこととしております。

また、今年度の補正予算で支出することから、補正予算成立日の令和4年3月25日付で甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規

則第4条の規定により臨時代理したものでございます。

以上、議案第1号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨時代理第7号「甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱の制定について」の議案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第7号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 　この内容は、今年度もやっていたけれどもコロナが続いているので延長させる内容でしょうか。

社会教育スポーツ課長 　今年度のコロナの影響で市の施設を閉めたことにより、収入源である教室等の開催ができず、大きな収入減となりました。それを補填するため補助要綱を策定し、出資金の減額分を補うものです。

教育長職務代理者 　この告示は、令和3年4月1日から適用するとありますが。

次長（総務・管理担当） 　この要綱に基づく補助については、令和2年度もコロナの影響が生じたところからさせていただいています。令和2年度末でいったんこの要綱が失効しましたので、今年度もさせていただくこととなります。令和3年4月1日から適用については、令和3年度の事業による減収分を今回補填させていただく、遡って補助するという内容です。

教育長職務代理者 　ありがとうございます。

山脇委員 　具体的には、補助額はどれくらいでしょうか。

社会教育スポーツ課長 　予算としては、1,910万円です。

教育長 　それでは、議案第7号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(2) 議案第8号令和4年（2022年）甲賀市学校教育の指針の決定について、資料8に基づき説明を求めます。

学校教育課参事 　議案第8号「令和4年度（2022年度）甲賀市学校教育の指針

の決定について」その提案理由を申し上げます。

学校教育の目指すものとしたしまして、来年度も「いきいき学びぐんぐん伸びる心やさしい 甲賀の子ども」をスローガンとしたしました。これに基づきまして来年度最重点項目としたしましては大きく4つ掲げました。

①「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりの推進・充実、②G I G Aスクール構想に基づく「個別最適な学び」と「協働的な学び」のツールとしてのI C Tの効果的な活用、③いじめを許さず、認め合い、支え合い、高め合う集団を育てる学級、学校づくり、④感染症予防対策の徹底と感染時の迅速かつ適切な対応 以上4点でございます。

1点目につきましては、児童生徒が「読み解く力」を発揮していただけるよう、目的に応じて文章や資料等から必要な情報を取り出し、その情報を比較・分析・整理をし、友だちと考えを交流しあう中で、自分なりに解決し、知識を再構築していく授業づくりをさらに推進していきたいと考えます。

2点目につきましては、確かな学力の定着に向けて、1人1台タブレット端末の授業での効果的な活用を推進するとともに、A Iドリル等繰り返し学ぶ機会の充実を図ってまいります。また、緊急時の持ち帰り等、家庭での活用についても更に推進してまいります。

3点目につきましては、お互いに認め合い、支え合い、高め合う学級、学校づくりを進める中で、いじめに関しては未然防止に努め、いじめ発生の際には適切かつ丁寧な対応を行うよう努めてまいります。また、フリースクールで学習する児童生徒へ授業料の補助を行うなど、個々の状況に応じた段階的な支援も行ってまいります。

4点目につきましては、来年度も各学校における新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、保健所や学校医との連携のもと児童生徒の安全確保に努めてまいります。

また、今後も外国人児童生徒への日本語指導・教科指導・進路指導の充実を図るとともに、来年度は複数校にて行われる小学校教科担任

制やコミュニティ・スクール等を通し、学力向上や地域と連携した教育活動の充実を図ってまいります。

以上、議案第8号「令和4年度(2022年)甲賀市学校教育の指針の決定について」の議案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第8号について、説明を受けました。以前にも一度協議会等でご覧いただいていると思いますが、何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 　　フリースクールのこと、今後学校にできるだけ来れるという視点でどこかと連携をとられるのでしょうか。教科担任制も複数校になるのですか。

次長(学校教育担当) 　　フリースクールについては、要綱について検討を行っています。学校外の施設で学んでいる子どもが実際におりまして、そこへの補助金を出していききたいため来年度取り組みます。そのためには、学校への報告なりをしっかりとしていかなければなりません。そういったことも含めて学校外の施設とも今後の繋がりを深めていきたいと考えています。願うのは、登校できるようになるということですが、ずっと家に引きこもっているよりも一歩外へ出られるようになるためにはフリースクールも十分活かしていきたいと思っています。

それから、教科担任制ですが、国の方が本格的に実施ということになり、県費教員の配置が何校かで決まっております。大きな規模の学校には常勤の専科教員が配置されていますが、小規模の学校については、非常勤の専科教員の配置が決まっております。すべての学校ではなくて、いくつかの学校については専科教員が付いていないということです。それに加えて市費の教科担任の人員の要望があった学校については、市費の人員を加えた形で教科担任制を充実させていきたいと考えています。

教育長職務代理者 　　多くの学校の一部で教科担任制が始まるということですか。

次長(学校教育担当) 　　教科担任制は、多くの小学校の5・6年生で始まります。

教育長 　　これまでからも担任以外が授業を担当しているケースも少なくない

ので、新年度始まりましたら、時間割を確認して、小学校毎の教科担任制の取り組み状況を集約していきたいと考えています。

教育長職務代理者 学校によって違うということですね。

次長（学校教育担当） 教科をいくつか選べますので、ある学校は、算数、体育と決めておられます。

藤田委員 特別支援教育のところで、副籍制度を活かすとありますが、現級があってもう一つのところへも籍をおいて、どちらかに出席すれば良いですよということになるのか、県立高校も関係するのか教えてください。

次長（学校教育担当） 三雲養護学校に籍をおいている児童が、甲賀市内の小学校でも学ぶということです。来年度から実施されます。両方で学ぶことができる形をとられます。市内の小学校に籍をおいて、三雲養護学校に籍を置くという逆の場合もあると聞いております。両方での学びができるということです。

野口委員 新型コロナウイルス感染症のように予想できないことが学校教育に大きく影響を及ぼすように、別の話になりますが、ウクライナの問題も、青少年をめぐっていろんな前向きな動きが滋賀県下でもあります。私自身は、外国籍の子どもの支援をするネットワークの関係で動いて、地域といろいろ調整しています。行政の方の支援とともに、市民の団体が、ウクライナから今来られている人、これから来られる人のために、地域で住むために日本語をどうしようかという具体的な支援の話をしています。甲賀市に住む第二次世界大戦を経験されたお父さんが、1年以上拘束され帰ってきて指導を受けた起業家の先生が、一生懸命職員に物を大事にしないといけない、物のありがたみを感じないといけない、命を大事にと常に言っておられます。滋賀県のフットサル連盟も動いております。湖南省にあります、フットサルをやりたい若者が集まり、会長さんが支援活動のため募金を始められましたが、フットサル連盟の理事の方は若い世代の方です。障がいのある方や若い人が集まる中で甲賀市の青年が、5月に30周年の事業があり、その中で平和を望んでいるので何か国内で外国の方とともに平和

を目指すフットサル連盟の大会を成功させたい、と立ち上がってこの青年を中心に動いています。小学校や中学校の子どもも常にこの状況は見ているので、政治的なことは別として、物の価値観や生き方など考える機会としてこの青少年のような行動に触れることがあると思います。教育長のご見解を学校教育で平和教育などで教育長が考えておられることがありましたら、お聞きしたいのですが。

教育長 平和教育や人権教育の取り組みは重要であり、これまでからもカリキュラムで位置付けて実施しているところです。例えば、議会でも質問いただきましたように、成人年齢が変わった時の主権者教育のあり方など、教科としては位置づけられていないものの生きて行く上で必要な教育はいっぱいあり、その一部は「学校経営管理計画」においても記載が求められております。

委員ご質問のウクライナの問題もカリキュラムに位置付けて取り扱うことはできませんが、日々のそれぞれの授業の中で関連させて扱ったり、担任の先生が子どもたちと関わりの中で子どもたちに考えさせたりすることはできます。市を挙げてとか、学校全体でこの問題を取り上げて取り組むということは考えていません。普段からの平和教育や人権教育の積み上げが重要であると認識をしています。

野口委員 悲惨な子どもたちが死にいたって、物がないう中で頑張っている、教育長のお考えはよく分かりました。物の値打ちを伝える時期かなと思います。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第8号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(3) 議案第9号令和4年(2022年)甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について、資料9に基づき説明を求めます。

保育幼稚園課参事 議案第9号「令和4年度(2022年度)甲賀市乳幼児保育・

教育の指針の決定について」、その提案理由を申し上げます。

カラー刷りの資料（表紙）について説明いたしますのでご覧ください。

令和4年度の甲賀市乳幼児保育・教育の指針に掲げています、保育・教育目標は、『乳幼児期における「早寝・早起き・朝ごはん・挨拶・読書・運動」などの基本的な生活習慣を身につけること、豊かな心と健やかな体や人とかかわる力を培い、夢と生きる力を育てること』であります。

この目標を実現するため、指針1に「保育・教育の充実」を掲げ、小学校以降に繋がる、育みたい資質・能力を培い、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を示しながら、幼児教育と小学校教育の連携・接続へと展開していくよう、環境を通じた活動による保育・教育の充実を図ってまいります。

左下の指針2の「育ちをつなぐ家庭・地域社会との連携、小学校との接続」では、「家庭・地域社会との連携・協働」を掲げ、すべての子どもに健やかな育ちが実現できるよう地域の子育てを支援してまいります。また「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」を掲げ、入学する子ども達が安心して意欲的に小学校の生活に取り組めるように幼小連携の活動を進めてまいります。

右下の指針3の「職員の資質・専門性の向上」では、「資質・能力を高めるための研修の充実」と「保育・教育の質の向上に向けた全体的な計画の編成・実施・評価・改善」を掲げ、一人ひとりの子どもに応じた保育・教育を推進するために、必要な知識及び技術の修得、維持および向上に努めてまいります。

次の資料は、甲賀市乳幼児保育・教育の指針であり、具体的な実践の重点を明記しています。

今年度は5点につきまして変更と追加点がございます。赤字で記載している部分です。

1点目は、指針1視点2－（4）地域の自然を活かした体験活動の充実に、「木育の推進」を追記しました。幼少期に木製玩具等を手に

取り遊び、使うことで、木のぬくもり、香り、音や木目の美しさに親しみ、木材の良さを五感で感じ、木への関心や愛着を育むという取り組みが、重要であると考えています。日頃より散歩に出かけ、木々の様子から季節の移り変わりを感じたり、小枝や木の実を遊びに取り入れたり、木製品の玩具で遊んだりすることなどを通して、木材に親しむとともに、地域の身近な自然への興味・関心や愛着がもてるよう、努めてまいります。

2点目は、指針1視点3－(6) 道徳性の芽生えの育成について「子どものつぶやきの記録」としていましたが、内容との整合性を図るため「愛情豊かなかわりと適切な援助」に変更しました。保育者のかわりと感性のすべてが子ども達の成長、道徳性の芽生えにつながることを常に自覚し、子どもの欲求や興味、関心を理解するとともに、子ども達を心から大切に思い、保育を行うように努めてまいります。

3点目は、指針3視点6－(2) 保育・教育の相互参観と研究協議会の実施に、「活動の写真を用いた子どもの見取り」を追記しました。園内研修では子どもが活動する姿を記録し、子どもが夢中になれる環境構成の工夫や、活動中での育ちについて写真を見ながら職員間で話し合い、他者の考えを聞いたり、自らの保育に気づいたりしながら、実践につないでいけるように努めてまいります。

4点目は指針3視点6－(4) 特別支援教育の推進です。内容に特別支援教育の推進の目的であります特別な支援を必要とする子どもの次に、「もてる力を高め、自立や主体的な取り組みを支援するため」の文言を追記しました。一人ひとりの子どもが得意とする力を発揮し、安心して、自信と意欲を持って生き生きと生活できるよう、今後も適切な支援に努めてまいります。

5点目は、指針3視点6－(5) 危機管理意識の向上に「ヒヤリハットの記録と情報共有」を追記しました。園での重大な事故を未然に防ぐため、日頃からヒヤリハット事案の記録を行うとともに職員間で情報を共有することで、職員一人ひとりが危機意識を持ち、安全・安

心な保育に努めてまいります。

以上、「令和4年度（2022年度）甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について」の説明といたします。慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第9号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第9号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、（4）議案第10号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、資料10に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第10号「甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を申し上げます。

2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、令和4年度の組織・機構改編では、社会教育スポーツ課内の国スポ・障スポ推進室を局内室に格上げし、室内に総務企画係と競技運営係を設置することから、組織及び事務分掌を定めるものであります。

主に総務企画係では、大会における本市準備委員会等の体制づくりのほか、本市を訪れる方々へのおもてなし、市民の参加意識の高揚を図るための広報啓発に関する業務を行います。また競技運営係では、本市で開催される9競技の運営、競技・式典、宿泊衛生・医療救護、輸送交通・警備などの各計画のほか、競技会場の整備に関する業務を行います。

今回の規則改正に伴い、次年度以降の大会推進に向けた組織体制の強化を図るものであります。

以上、議案第10号「甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改

正する規則の制定について」の議案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第10号について、説明を受けました。
何かご質問等ございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第10号について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。
(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。
続きまして、(5) 議案第11号甲賀市学校給食物資購入規則の一部を改正する規則の制定について、資料11に基づき説明を求めます。

教育総務課長 議案第11号「甲賀市学校給食物資購入規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を申し上げます。給食物資につきましては、給食物資納入業者に指定された業者に、給食提供の約2ヶ月前に発注を行っております。

このことから、4月の給食物資の発注は、新年度予算が成立することを前提として、2月から発注準備を行う必要がありますが、現行の給食物資納入業者指名願の提出期限が1月31日となっており、4月の物資発注に支障をきたすことが想定されます。

つきましては、給食物資納入業者指名願の提出期限を「1月31日」から「11月30日」に改め、円滑な事務の執行および安定した給食の提供に努めるものです。

併せまして、「甲賀市物品等購入契約審査委員会」の廃止に伴い、給食物資納入業者を指定する委員会を「甲賀市建設工事契約審査委員会」に改めるものです。なお、この規則は、令和4年4月1日から施行することといたします。ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第11号について、説明を受けました。
何かご質問等ございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第 1 1 号について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、（6）議案第 1 2 号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規則の制定について、資料 1 2 に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第 1 2 号「甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について」その提案理由を申し上げます。

令和 4 年度の組織・機構改編により新たに局内に設置される「室長」と現行の専決規程にある「室長」を区別するため、用語の定義を改めるものであります。具体的には、新たに局内に設置される室長を課長の専決権限を有する区分に位置づけるとともに、現行の館長等に含まれる室長を課内に設置されるものと規定します。

今回の改正に伴い、事務の能率的な運営と事務遂行上における責任の範囲を明確にするものであります。以上、議案第 1 2 号「甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について」の議案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 1 2 号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第 1 2 号について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、（7）議案第 1 3 号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料 1 3 に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第 1 3 号「甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正

する要綱の制定について」その提案理由を申し上げます。令和4年4月1日から大原小学校行き通学用バス路線の運行が見直され、登校便について始発バス停が「高野公民館」から「高野西」に延伸が行われます。これまでは「高野公民館」から大原小学校までの距離が4キロメートル未満であったことから、甲賀町高野地域は通学費補助金対象区域ではありませんでした。今回の延伸により始発バス停となる「高野西」から大原小学校までの距離は4キロメートル以上であり、甲賀町高野地域が補助金対象区域となることから甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正するものです。以上、議案第13号「甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第13号について、説明を受けました。
何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第13号について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。
続きまして、(8) 議案第14号甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料14に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第14号「甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」その提案理由を申し上げます。

本議案は、あいの土山斎王群行の開催を今年度で終了し、令和4年度は斎王群行の伝承を目的とした事業に変更して開催されるにあたり、当該事業においても趣旨を同様にすることから、補助を行うものとし、このことから補助事業名称および補助内容を変更するものです。また、本補助は令和4年度のみに対応となることから、第1条の規定は令和4年4月1日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1

日から施行することといたします。以上、議案第14号の提案説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第14号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第14号について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、（9）議案第15号甲賀市教育員会事務局職員の異動については、人事案件となりますので、非公開といたします。

（非公開）

教育長 　　（9）議案第15号甲賀市教育員会事務局職員の異動について、資料15に基づき説明を求めます。

次長（総務・管理担当） 　　議案第15号甲賀市教育委員会事務局職員の異動につきましては、資料15の別紙1の人事異動内容となります。

以上、議案第15号甲賀市教育委員会事務局職員の異動についての提案説明といたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第15号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第15号について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、（10）議案第16号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について、および（11）議案第17号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱については関連がありますので、併せて資料16およ

び資料 17 に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第 16 号「甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について」、および議案第 17 号「甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第 16 号につきましては、甲賀市スポーツ推進審議会条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱しております甲賀市スポーツ推進審議会委員のうち、別紙の委員については、スポーツの推進に関係のある機関として、教育委員会が適当と認める団体及び関係機関の代表者の改選によるもので、令和 4 年 3 月 31 日付けで解嘱するものです。

また、議案第 17 号につきましては、令和 4 年 3 月 31 日付けの解嘱により、新たに委員を甲賀市スポーツ推進審議会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものです。

委嘱する委員は別紙のとおりで、任期は、令和 5 年 11 月 30 日までの前任者の残任期間であります。

以上、議案第 16 号「甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について」、および議案第 17 号「甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 16 号、17 号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(12) 議案第 18 号甲賀市社会教育委員の解嘱について、および(13) 議案第 19 号甲賀市社会教育委員の委嘱については関連がありますので、併せて資料 18 および資料 19 に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第18号「甲賀市社会教育委員の解嘱について」及び議案第19号「甲賀市社会教育委員の委嘱について」は関連がございますので、一括してその提案理由を申し上げます。

議案第18号につきましては、甲賀市社会教育委員条例第4条の規定に基づき、委員の解嘱について、教育委員会の議決を求めるものです。

委員については、本人から一身上の都合により辞職願が提出されたため、3月31日付けで解嘱するものです。

続きまして、議案第19号につきましては、甲賀市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき、解嘱に伴う1名と、3月31日で5名が任期満了となることから、計6名の委員の委嘱について教育委員会の議決を求めるものです。

委嘱する委員については、別紙のとおり再任4名と新任2名の計6名で、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

以上、議案第18号「甲賀市社会教育委員の解嘱について」及び議案第19号「甲賀市社会教育委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第18号、19号について、説明を受けました。
何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 　　ちょっと教えてください。社会教育委員の合計人数はもっと多いわけですね。

社会教育スポーツ課長 　　定員は15名であり、委嘱させていただいている方は13名です。13名のうち、今回は再任4名、新任2名の計6名の方に委嘱させていただきます。

野口委員 　　分かりました。ありがとうございます。

教育長 　　他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　　それでは、本案について、可決することとしてご異議はございません

んでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(14) 議案第20号甲賀市立学校評議員の委嘱について、資料20に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第20号「甲賀市立学校評議員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

甲賀市立学校評議員設置要綱第2条の規定に基づき、各学校長から別紙のとおり学校評議員が推薦されましたので、教育委員会が学校評議員の委嘱をすることにつき議決を求めるものです。同職の任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしています。

以上、議案第20号「甲賀市立学校評議員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第20号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 教えてください。この学校評議員の方は、次年度にコミュニティスクールを立ち上げる学校も含まれているのですか。年の途中で、学校評議員の方から学校運営協議会委員になる方もおられるのですか。

学校教育課長 今後、コミュニティスクールに変わる学校につきましては、そのような形で変わる可能性はございます。

野口委員 分かりました。私の知っている方が、区長で依頼を受けてコミュニティスクールの青写真を描いておられました。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(15) 議案第21号甲賀市学校運営協議会委員の任

命について、資料 2 1 に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第 2 1 号「甲賀市学校運営協議会委員の任命について」その提案理由を申し上げます。

本市では、地域に開かれた学校を目指し、地域とともにある学校づくりを行うコミュニティスクールへの取り組みを令和 3 年度から始めました。

令和 4 年度は、新たに伴谷小学校及び水口小学校の 2 校を加えて、学校運営及び運営に必要な支援について、地域住民や保護者の理解を深め、連携・協力し、協働による学校運営を進めるため、学校運営協議会を設置することから、この度、2 校における学校運営協議会の委員任命について、教育委員会の議決を求めるものであります。

学校運営協議会の委員委嘱については、学校運営協議会規則第 7 条に基づき、保護者、地域住民、学識経験者等 1 5 名以内で構成することとしており、別紙記載の方々に委員の任命を行うもので、委員の任期は 2 年で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとするものであります。

以上、議案第 2 1 号「甲賀市学校運営協議会委員の任命について」の提案説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 2 1 号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(1 6) 議案第 2 2 号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について、資料 2 2 に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第 2 2 号、「甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員は、「甲賀市子どものいじめ防止条例」第15条の規定に基づき、弁護士、教育委員会が適当と認めた者、臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的知識を有する者を、市教育委員会が定数内で委嘱することとなっています。

また任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間となります。

以上、議案第22号、「甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第22号について、説明を受けました。
 何かご質問等ございませんでしょうか。
 (全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。
 (全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。
 続きまして、(17) 議案第23号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料23に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第23号「甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

学校保健安全法第23条の規定により学校には学校医等を置くものと定められているため、甲賀市立小中学校の学校医・歯科医・薬剤師の委嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、同職の任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしています。

以上、議案第23号「甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。何とぞ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 2 3 号について、説明を受けました。
 何かご質問等ございませんでしょうか。
 (全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございません
 でしょうか。
 (全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。
 続きまして、(1 8) 議案第 2 4 号甲賀市スポーツ推進員の委嘱につ
 いて、資料 2 4 に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第 2 4 号「甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について」
 その提案理由を申し上げます。

 甲賀市スポーツ推進委員は、甲賀市スポーツ推進委員規則に基づ
 き、市教育委員会が委嘱することとなっており、同規則第 2 条の規定
 に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

 甲賀市スポーツ推進委員規則では、委員の定数は 5 0 名以内であり
 ますが、地域の代表である 3 6 名の方々に対し、委員として委嘱する
 もので、任期は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 2
 年間であります。

 以上、議案第 2 4 号「甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について」の
 提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、
 よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 2 4 号について、説明を受けました。
 何かご質問等ございませんでしょうか。
 (全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございません
 でしょうか。
 (全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。
 続きまして、(1 9) 議案第 2 5 号甲賀市少年補導員の委嘱につい
 て、資料 2 5 に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第25号「甲賀市少年補導委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

甲賀市少年補導委員の任期満了に伴い、甲賀市少年センター条例施行規則第7条第2項の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものです。

なお、甲賀市少年補導委員の委嘱につきましては、甲賀市教育委員会の推薦を要する甲賀警察署少年補導員を兼ねております。

任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間で

す。少年補導委員は、水口地域25人、土山地域10人、甲賀地域12人、甲南地域18人、信楽地域14人の合計79人で、そのうち再任補導委員は62人、新規補導委員は17人です。

以上、議案第25号「甲賀市少年補導委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第25号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(20)議案第26号甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について、資料26に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第26号「甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

本議案は、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互に連絡、協働し、地域住民や各種団体の参加を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく体制づくりを構築するため、市内各小中学校で地域学校協働活動を推進しております。

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割が必要不可欠であり、そうした役割を担える人材として、6名を甲賀市地域学校協働活動推進員に委嘱するものです。

つきましては、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日であります。

以上、議案第26号「甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

教育長 　　ただ今、議案第26号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 　　2点教えて下さい。コーディネーター、地域学校協働活動推進員は、コミュニティスクールと学校運営協議会と学校を結ぶ一人のコーディネーターかと思っておりましたが、複数もあり得るかどうかということと、地域学校協働活動推進員は学校運営協議会メンバーに全て入っておられるということですか。

社会教育スポーツ課長 　地域学校協働活動推進員の方は、複数も可能としております。また、推進員の方については、連携を図る必要があるため、コミュニティスクールの委員になっていただくと認識しております。

野口委員 　　ありがとうございます。

教育長 　　他にご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、本案について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

　　続きまして、(21) 議案第27号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、資料27に基づき説明を求めます。

歴史文化財課長 　議案第27号「甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について」その提案理由を資料27に基づきご説明申し上げます。

甲賀市文化財保護審議会は文化財保護法に基づき設置されているものであり、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、調査、審議を行っていただいているところでもあります。当委員の任期が3月末で満了となることから、この度、甲賀市文化財保護条例第63条の規定により改めて委員を委嘱するものです。

今回委嘱する8名の内、7名の委員は再任であります。今期で古代史の学識経験者が退任されることから、その後任として、現在、甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員を務めておられる古代史専門の学識経験者に委員を委嘱し、今後の紫香楽宮跡保存整備へのご指導やご助言をいただきたいと思っております。なお、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

以上、議案第27号「甲賀市文化財保護審議委員会委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第27号について、説明を受けました。
 何かご質問等ございませんでしょうか。
 (全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。
 (全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

 続きまして、(22) 議案第28号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について、資料28に基づき説明を求めます。

歴史文化財課長 議案第28号「甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について」その提案理由を資料28に基づきご説明申し上げます。

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会は、令和2年度より史跡紫香楽宮跡の整備活用に関する事項について、検討いただいているところではありますが、現在の委員の任期が3月末で満了となることから、甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱第3条の規定により改めて委員を委嘱するものです。

今回委嘱する学識経験者及び地域代表者の10名全員が再任であり、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

以上、議案第28号「甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第28号について、説明を受けました。
 何かご質問等ございませんでしょうか。
 (全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。
 (全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。
 続きまして、(23) 議案第29号甲賀市立幼稚園における園医・
 歯科医・薬剤師の委嘱について、資料29に基づき説明を求めます。
保育幼稚園課参事 議案第29号「甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師
 の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

学校保健安全法第23条の規定により幼稚園には園医等を置くものと定められているため、甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、同職の任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。

以上、議案第29号「甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第29号について、説明を受けました。
 何かご質問等ございませんでしょうか。
 (全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(24) 議案第30号甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、資料30に基づき説明を求めます。

教育総務課長 議案第30号「甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を申し上げます。

令和3年9月に策定しましたICT推進ビジョンにおきまして、働き方改革の1つに挙げられております「決裁事務の電子化」が、令和4年4月1日より本格的に導入されるにあたり、公印使用承認申請においても電子化を行うため、甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正するものであります。

公印使用承認申請をはじめとする申請事務の電子化の推進は、甲賀市全体での取り組みであり、効率的な業務が行える環境整備を推進するものです。

以上、議案第30号「甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」の議案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第30号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第30号について、可決することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

教育長 続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。

(1) 令和4年第6回(4月定例)甲賀市教育委員会について

(2) 令和4年第4回教育委員会委員協議会について、併せて説明をお願いします。

教育総務課長 (1) 令和4年第6回(4月定例)教育委員会につきましては、令

和4年4月28日（木）午後2時から、（1）第4回教育委員会委員協議会につきましては、令和4年4月20日（水）午後2時から開催させていただきます。

協議会のテーマにつきましては、調整中でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、以上をもちまして、令和4年第5回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後3時1分〕